道路建設課長 道路企画課長 各土木事務所長 浦和土木事務所朝霞支所長

道路管理課長

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)、 電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令(平成7年政令第256 号)及び電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行規則(平成7年建 設省令第17号)の施行に当たる通達等について(送付)

平成7年8月9日付けで、建設省から下記の通達がありましたので、送付します。

記

- 1 建設事務次官通達
  - ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行について (建設省道政発第74号)
- 2 建設省道路局長通達
  - ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行について (建設省道政発第75号)
- 3 建設省道路局路政課長通達
  - ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法第9条の運用について (建設省道政発第76号)
  - ・電線共同溝整備道路の指定に当たっての鉄道事業者等との調整について (建設省道政発第77号)
  - ・電線共同溝整備道路の指定に当たっての電気事業者との調整について (建設省道政発第78号)
- 4 建設省道路局路政課課長補佐事務連絡
  - ・地方公共団体による電線共同溝の占用の許可の申請の取扱いについて
  - ・電線共同溝整備道路における警察事務の用に供する電線等による道路占用の許可 等の取扱いについて

事 務 連 絡 平成7年8月9日

地方建設局道路部路政課長 北海道開発局建設部道路行政課長 沖縄総合事務局開発建設部道路行政課長 都道府県担当課長 政令指定市担当課長

殿



建設省道路局路政課課長補佐山崎 篤男

電線共同溝整備道路における警察事務の用に供する電線等による 道路占用の許可等の取扱いについて

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「法」という。)の施行に当たり、電線共同溝整備道路における警察事務の用に供する電線等による道路占用の許可等の取扱いについては、下記の事項に留意することとされたい。

なお、貴管下関係機関に対しても、この旨周知徹底方お願いする。

記

電線共同溝整備道路においては、法第9条の規定により地上における道路占用の 許可等が制限されるが、警察庁が設置する警察事務の用に供する電線及び電柱につ いては、同条第4号の規定により地上における道路占用が認められるものであるこ と。



建設省道政発第76号平成7年8月9日

地方建設局道路部長 北海道開発局建設部長 沖縄総合事務局開発建設部長 融道府県担当部長 政令指定市担当局長 本 収受 % 7.8.14 道路管理課

建設省道路局路政課县



電線共同溝の整備等に関する特別措置法第9条の運用について(通達)

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「法」という。)の施行については、平成7年8月9日付け建設省道政発第75号をもって建設省道路局長から通達されたところであるが、法第9条の運用に当たっては、さらに下記の事項に留意し、遺漏のないようにされたい。

なお、貴管下関係機関に対しても、この旨周知徹底方お願いする。

韶

- 1 地上における道路占用の許可等の制限の対象となる電柱等について 法第9条の規定により地上における道路占用の許可等が制限される電柱とは、 架空電線を支持することを専ら目的とする柱をいうものであること。また、電線 共同溝に敷設される電線に係る変圧器その他地上に設置される施設は、道路占用 の許可等が制限される電線又は電柱には含まれないこと。
- 2 地上における道路占用の許可等の制限の適用除外について
  - (1) 法第9条第1号に規定する「電線又は電柱の維持」には、既設の電線及び電柱の占用の許可等の更新、電線の張り替え、機能の増進を伴わない電柱の建て替え等が含まれ、同条第3号及び第4号に規定する「電線又は電柱の維持、修繕又は災害復旧を行う場合」には、電線の張り替え、機能の増進を伴わない電柱の建て替え等が含まれること。
  - (2) 法第9条第2号に規定する「電線又はこれを支持する電柱を仮に設置」する場合とは、電線共同溝の建設若しくは増設が完了する以前において又は電線共同溝の改築、維持、修繕若しくは災害復旧のために必要な期間内において、緊

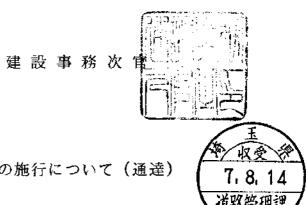
急の必要に基づき設置する場合をいうものであり、原則として、工事完了後、 当該電線が電線共同溝に収容される場合に限られるものであること。

(3) 法第9条第3号に規定する「当該道路の地上において当該電線又はこれを支持する電柱による占用を行うことについてやむを得ない事情があると認められる場合」の適用に当たっては、電気事業又は第1種電気通信事業のための道路の占用の実態を勘案して、弾力的な運用に努めること。



建設省道政発第74号平成7年8月9日

埼玉県知事 殿



電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行について(通達)

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「法」という。)は平成7年3月23日に、電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令(平成7年政令第256号。以下「令」という。)及び電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行規則(平成7年建設省令第17号)は同年6月21日に、それぞれ公布され、いずれも同年6月22日から施行された。

法の施行に当たっては、下記の事項に十分留意して、その運用に遺漏のないよう にされたく、命により通達する。

また、貴管下関係機関に対しても、この旨周知徹底方お願いする。

記

#### 1 法制定の趣旨

道路上に設置される電線及び電柱については、道路の有効幅員を狭めることとなり、歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保という観点からの問題点等が指摘されてきたが、これに加えて、近年では、国民の環境への意識が急速に高まる中で、電線類の地中化による道路の景観の整備の重要性が認識されてきている。

このため、従来より、関係省庁、地方公共団体、電気事業者、電気通信事業者等の連携の下に電線類の地中化に取り組んできたが、現状は、欧米諸国に比べ大きく立ち後れており、特に地中化の要請が強い都市中心部においてさえ、電線がふくそうし、電柱が林立している状況にある。

また、近年では、本格的な高度情報化社会の実現に向けて、全国的な光ファイバー網の整備が進められるとともに、有線テレビジョン放送(CATV)事業等

への新規参入が増加するなど、通信・放送等の事業の用に供する電線の敷設が急速に進展することが予想され、これに対応した収容空間づくりが求められている。

法は、このような状況を踏まえ、道路管理者が電線共同溝整備道路を指定し、 当該道路において電線共同溝を建設し、電気事業者、電気通信事業者等に電線共 同溝の占用を許可する仕組みを整備し、あわせて、当該道路の地上における電線 及び電柱による占用の許可等の制限について定めるとともに、事業完了後に新た に電線を敷設しようとする者が電線共同溝に入溝できる仕組みを整備すること等 により、電線類の地中化を一層促進し、道路の構造の保全を図りつつ、安全かつ 円滑な道路交通の確保と道路の景観の整備を図ることを目的として制定されたも のである。

#### 2 電線共同溝整備道路の指定について

- (1) 電線共同溝整備道路の指定については、道路の幅員その他の構造、自動車、 歩行者等の交通の状況、沿道における建築物の用途及び形態その他の土地利用 の状況、当該道路及びその沿道に関する都市計画等の都市内の位置付け等を勘 案して、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため、電線を道路の地 下に設けられる電線共同溝に収容し、地上に設置された電線及び電柱を撤去す るとともに、地上における道路占用の許可等を制限することが特に必要である と認められる道路について、法第3条第2項に規定する者の意見を聴いた上で、 適切に行うこと。
- (2) 市町村については、地域における総合的な行政主体として、安全かつ円滑な 道路交通の確保及び道路の景観の整備という法の目的に大きな関心を持つもの であることから、意見聴取とは別に電線共同溝整備道路の指定を要請すること ができることとしたものであるため、市町村から要請があったときは適切に対 応すること。
- (3) 電線共同溝整備道路の指定をした場合、道路管理者は電線共同溝を建設することとなるとともに、安全かつ円滑な道路交通の確保及び道路の景観の整備という法の目的を実現するため、当該電線共同溝整備道路の地上における電線及び電柱による占用に関し、法第9条各号に掲げる場合を除き、道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項又は第3項の規定による許可をし、又は同法第35条の規定による協議を成立させてはならないこととなること。

なお、電線共同溝整備道路の指定の時点において道路法の規定による占用の許可等に基づき地上に設置されている電線及び電柱については、法による占用の許可等の制限の対象外とされているため、電線共同溝整備道路の指定に際して当該電線及び電柱の管理者とあらかじめ十分な調整を行うこと等により、法

の目的の実現に努めること。

## 3 電線共同溝の建設について

- (1) 電線共同溝整備道路の指定をした場合には、当該道路の地上において電線及 び電柱の設置及び管理を行っている者を始め、電線共同溝の占用を希望する者 を幅広く募り、電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請を受け付けること。
- (2) 電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請を受理した場合には、当該申請が建設を予定する電線共同溝の規模及び構造上相当でないと認められる場合又は電線共同溝の建設及び管理に支障を及ぼすおそれがある場合には、すみやかに当該申請を却下するとともに、それ以外の申請者を占用予定者とした上で、占用予定者の申請内容に基づき、その意見を聴いて電線共同溝整備計画を定めること。
- (3) 電線共同溝整備計画には、次に掲げる事項を定めること。
  - ① 位置及び名称
  - ② 構造及び耐用年数
  - ③ 電線共同溝の占用予定者
  - ④ 各占用予定者が占用することができる電線共同溝の部分
  - ⑤ 各占用予定者の電線の敷設計画の概要
  - ⑥ 電線共同溝の建設に要する費用及び各占用予定者の建設負担金に関する事項
  - ⑦ 工事着手予定時期及び工事完了予定時期
  - ⑧ その他必要な事項

なお、沿道における情報化の進展状況等を勘案して、将来、電線による道路 の占用について新たな需要が生じることが見込まれる場合には、占用予定者以 外の者の占用のための電線共同溝の部分をあらかじめ電線共同溝整備計画に定 めることができること。

- (4) 電線共同溝整備計画を定めた場合には、これに基づき、令第2条の規定により算出した額の建設負担金を徴収するとともに、電線共同溝の建設により影響を受ける既設の占用物件の管理者等と調整の上、電線共同溝を建設すること。また、電線共同溝の建設中に電線共同溝整備計画を変更する必要が生じた場合には、占用予定者の意見を聴いてこれを変更することができること。
- (5) そのすべての部分について占用の許可がされている電線共同溝に関して、更に占用の申出があった場合その他電線共同溝の収容能力に不足を生じたと認めた場合には、電線共同溝を増設することができること。なお、この場合には、電線共同溝の建設に関する規定が準用されるものであること。

# 4 電線共同溝の管理について

- (1) 電線共同溝の建設又は増設を完了したときは、当該電線共同溝の占用予定者 に対して直ちに占用の許可をすること。
- (2) 電線共同溝の建設完了後、沿道における情報化の進展等により、電線による 道路の占用について新たな需要が生じた場合、占用予定者以外の者の占用のた めの電線共同溝の部分の確保等により電線共同溝の収容能力に余裕があるとき は、占用予定者であった者以外の者で電線共同溝に入溝しようとする者に対し ても占用の許可をすることができること。

なお、この場合には、当該許可を受けた者から令第5条の規定により算出し た額の占用負担金を徴収すること。

また、占用予定者であった者以外の者で電線共同溝に入溝しようとする者は、電線共同溝を占用している者から法第15条の規定により占用の許可に基づく権利の全部又は一部の譲渡を受けることによって電線共同溝を占用することも可能であり、この場合には、占用負担金は徴収しないものであること。

(3) 電線共同溝の管理については、電線共同溝を占用する者の意見を聴いて電線 共同溝管理規程を定めた上で、これに基づき、電線共同溝の構造並びに当該電 線共同溝に敷設される電線の構造及び管理に支障が生じることのないよう適切 かつ円滑に行うこと。

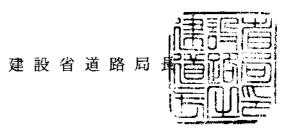
### 5 その他

- (1) 電線共同溝の占用に関しては、道路法第3章第3節の道路の占用に関する規定は適用されないこととされているが、同法第39条の規定は電線共同溝の占用に関しても適用されるため、占用料については、同条及び同条に基づく条例(指定区間内の一般国道に附属する電線共同溝にあっては、同条及び道路法施行令(昭和27年政令第479号)第19条から第19条の4までの規定)により徴収することができること。
- (2) 法の積極的かつ円滑な運用のため、その執行体制の整備について十分配慮するとともに、関係する道路管理者、地方公共団体、都道府県公安委員会、電気事業者、電気通信事業者等と緊密な連絡調整を行うよう努めること。



建設省道政発第75号平成7年8月9日

埼玉県知事 殿



電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行について(通達)



電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「法」という。)の施行については、平成7年8月9日付け建設省道政発第74号(以下「次官通達」という。)をもって建設事務次官から通達されたところであるが、さらに下記の事項に留意し、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、貴管下関係機関に対しても、この旨周知徹底方お願いする。

記

- 第1 電線共同溝整備道路の指定等について
  - 1 電線共同溝整備道路の指定について

電線共同溝整備道路の指定に当たっては、安全かつ円滑な道路交通の確保及 び道路の景観の整備という法の目的の実現を図るため、道路管理者が自らの管 理する道路及びその沿道の事情に応じて判断を行うこととなるが、特に次の事 項に留意すること。

(1) 法第3条第1項に規定する「道路の構造及び交通の状況」とは、歩道及び 車道の幅員、交通量等をいうものであり、同項に規定する「沿道の土地利用 の状況等」とは、沿道における建築物の用途及び形態、景勝地又は景観上重 要な施設の存在、当該道路及びその沿道に関する都市計画等の都市内の位置 付け等をいうものであること。 なお、歩道の改築その他関連する事業の実施時期、地上における電線及び電柱の設置状況等を勘案して、同項に規定する「道路の部分」として道路の中心線のいずれか一方の側を先行的に指定することも可能であること。

また、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により 道路の区域が決定された後であれば、同条第2項の規定により道路の供用が 開始される前であっても電線共同溝整備道路の指定をすることが可能である こと。

(2) 電線共同溝整備道路の指定(電線共同溝整備道路の変更又は廃止を含む。以下同じ。)をしようとするときは、都道府県公安委員会、市町村、当該道路の沿道がその供給区域に該当する一般電気事業者及び当該道路の沿道がその業務区域に該当する第1種電気通信事業者(以下「意見聴取対象者」という。)の意見を聴かなければならないこととされているが、意見聴取対象者との事前調整に当たっては、関係省庁の地方支分部局、地方公共団体、関係事業者等で構成される電線類の地中化に関する協議会を活用し、その合意に基づくことにより円滑な指定を行うこと。

また、意見聴取対象者から聴取した意見については、これを尊重するとともに、意見聴取対象者から電線共同溝整備道路の指定を行うよう要請があった場合には、これに十分配慮すること。

- (3) 市町村が法第3条第2項の規定により意見を述べ、又は法第3条第3項の規定により指定の要請を行う場合には、あらかじめ、景観の整備の観点等から当該市町村の都市計画部局、建築部局等と必要な連絡調整を行うこと。また、市町村である道路管理者が電線共同溝整備道路の指定を行う場合には、あらかじめ、景観の整備の観点等から当該市町村の都市計画部局、建築部局等と必要な連絡調整を行うこと。
- (4) 電線共同溝整備道路の指定に当たっては、意見聴取対象者のほか、当該道路を管轄する警察署長の意見を聴取することとし、この意見聴取は都道府県公安委員会を通じて行うこと。
- (5) 電線共同溝整備道路の沿道がその業務区域に該当する有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第2条第3項に規定する有線テレビジョン放送施設者が存する場合には、当該有線テレビジョン放送施設者の意見も聴取すること。なお、電線共同溝整備道路の指定があった場合には、有線テレビジョン放送及び有線ラジオ放送の用に供する電線についても電線共同溝に収容されることとなるよう、所要の措置を講じること。
- (6) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令 (平成7年政令第256号。 以下「令」という。) 第1条に規定する「当該道路の沿道が該当するその業

務区域内において電線の設置及び管理を行って電気通信役務を提供する第1種電気通信事業者以外の者」とは、いわゆる無線系又は長距離系の第1種電気通信事業者をいうものであり、これらの者は、電線共同溝整備道路の指定に当たっての意見聴取の対象から除かれること。

2 電線共同溝整備道路の地上における道路占用の許可等の制限について 電線共同溝整備道路の指定の日前に道路法第32条第1項若しくは第3項又 は同法第35条の規定による許可又は協議に基づき設置された電線及び電柱に ついては、法第9条第1号の規定により地上における道路占用の許可等の制限 の適用が除外されているが、法第4条第2項の規定により当該電線及び電柱の 設置及び管理を行う者に対して電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請を 勧告することができることとされているため、その適切な運用により電線共同 溝整備道路の指定の目的の実現に努めること。

## 第2 電線共同溝の建設について

- 1 電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請について
  - (1) 電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請を行うことができるのは、建設完了後直ちに電線を敷設する者に限られるものではなく、例えば数年後に電線を敷設する計画がある者も占用の許可の申請を行うことができること。また、建設完了後直ちに電線を敷設する者が、将来電線を追加して敷設する計画がある場合には、将来の追加して敷設する電線についても、電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請を行うことができること。

この場合、指定区間内の一般国道に附属する電線共同溝については、令附 則第2条の規定による改正後の道路法施行令(昭和27年政令第479号) 第19条の2の規定により、占用の許可の日から実際に電線の敷設工事を開 始する日までの期間に係る占用料は徴収しないこととされていること。

(2) 地域の情報化を進めようとしている市町村等自らは具体的な電線の敷設計画を有しないが、将来、通信・放送事業者等に電線共同溝の占用の許可に基づく権利を譲渡することを予定している者についても、電線共同溝の占用の許可の申請をすることが可能であり、電線共同溝の建設及び管理に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合等法第4条第4項各号に掲げる占用の許可の申請を却下する要件に該当しない限り、電線共同溝の占用予定者として取り扱うこと。

なお、この場合においては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行規則(平成7年建設省令第17号。以下「規則」という。)第1条第2項第2号に規定する「当該電線共同溝に敷設する電線に接続する電線又は当該電

線を収容するための施設の概要と示す書類及び図面」については、申請書に 添付することを要しないものであること。

(3) 規則第1条第2項第1号に規定する「電線共同溝の建設又は増設によって支出を免れることとなる金額の算出に必要な資料」とは、占用予定者が試算した支出を免れることとなる金額及びその算出根拠を示す書類等をいうものであり、同項第2号に規定する「当該電線共同溝に敷設する電線に接続する電線を収容するための施設」とは、当該電線共同溝から分岐する管路等をいうものであること。また、同項第3号に規定する「その他参考となるべき書類及び図面」としては、必要に応じて、占用予定者が電線共同溝整備道路において設置している電線及び電柱の概要を示す書類、当該電線共同溝に敷設する電線に係る変圧器その他の地上に設置する施設の予定位置を示す書類等の提出を求めること。

なお、電線共同溝から分岐する管路等及び電線共同溝に敷設する電線に係る変圧器その他の地上に設置する施設については、道路法上の占用物件として取り扱われるものであることに注意すること。

- (4) 占用の許可の申請を却下する要件に関して、法第4条第4項第1号に規定する「電線共同溝整備道路の構造等に照らし採用することのできる電線共同溝の規模及び構造上相当でない」とは、申請に係る電線の種類及び数量が、電線共同溝整備道路の歩道等の幅員、当該道路の地下における既設の占用物件の有無等を勘案して、当該道路の地下に建設することができる電線共同溝の規模及び構造では収容できない場合をいうものであり、同項第2号に規定する「電線共同溝の建設及び管理に支障を及ぼすおそれがある」とは、申請者の資力、信用等から判断して、建設負担金等の支払い能力に問題がある場合、電線共同溝に敷設する電線の管理能力に問題がある場合、電線共同溝管理規程に違反するおそれがある場合等をいうものであること。
- (5) 規則第1条第1項柱書に規定する「道路管理者が定める期限」の到来後の 占用の許可の申請については、電線共同溝の建設に関する工事計画の進捗状 況等から判断して、建設に支障のない場合には、当該期限を延長した上で申 請を受け付ける等弾力的な運用に努めることとし、必要に応じて、電線共同 溝整備計画の変更を行うこと等により対応すること。
- (6) 電線共同溝は電線の設置及び管理を行う2以上の者の電線を収容するために設ける施設であり、占用の許可の申請をした者が敷設する電線、道路管理者が道路情報管理施設として敷設する電線等により電線の設置及び管理を行う2以上の者の電線を収容する施設とならない場合には、電線共同溝を建設することができないこと。なお、2以上の者の電線を収容する施設とならな

い場合には、法第3条第4項の規定に基づき電線共同溝整備道路の指定を廃止することとなるため、電線共同溝整備道路の指定は、あらかじめ十分に調整した上で行うこと。

- 2 電線共同溝整備計画について
  - (1)次官通達記3の(3)に規定する「各占用予定者が占用することができる電線共同溝の部分」とは、敷設区間及び敷設位置(電線共同溝の断面において電線を敷設する管路等の位置をいう。以下同じ。)をいうものであること。また、「各占用予定者の電線の敷設計画の概要」としては、各占用予定者が敷設する電線の種類及び数量、各占用予定者の電線の敷設予定時期等を定めることとし、「各占用予定者の建設負担金に関する事項」としては、令第2条の規定により算出した建設負担金の額、各年度の事業計画に応じて定める各年度の建設負担金の額等を定めること。
  - (2) 電線共同溝整備計画の策定に当たっては、法第5条第2項の規定により占用予定者から聴取した意見を十分に尊重することとし、電線の敷設計画の概要に関しては、占用予定者が既に設置している電線の更改及び増設を行う時期等を勘案すること。

また、工事を実施する時期等について都道府県公安委員会と必要な調整を行うこと。

- (3) 電線共同溝整備道路の地下に電線共同溝の建設により影響を受ける既設の 占用物件がある場合には、当該占用物件の管理者と十分な調整を行うことと し、当該占用物件を移設させるときには、占用物件の管理者の負担、占用の 実情等を勘案して必要な場合には適正な補償を行うこと。
- (4) 電線共同溝整備道路において既に地中化されている電線については、法の目的に鑑み、電線共同溝に収容されないこととなっても差し支えないこと。
- 3 建設負担金の額の算出方法について 建設負担金の額は令付録第1の式により算出することとされているが、算出 に当たっては、次の事項に特に留意すること。
  - (1) 建設負担金の額については、規則第1条第2項第1号の規定により提出された資料(占用予定者が試算した支出を免れることとなる金額及びその算出根拠を示す書類)に基づき、当該金額が適正な額であるかについて審査した上で決定すること。
  - (2) 令付録第1の規定により建設大臣が定める年利率は、6分5厘であること (平成7年建設省告示第1278号)。
  - (3) 将来発生する電線の設置又は管理に要する費用の額の算出に当たっては、物価の変動は考慮せず、算出時における時価によること。

- (4) 占用料については、道路法及び同法に基づく条例(指定区間内の一般国道に附属する電線共同溝にあっては、同法及び道路法施行令)により別途徴収することとされているため、建設負担金の額の算出に当たっては勘案しないこと。
- (5) 規則第1条第1項第3号に規定する「電線を敷設する予定期間」の始期が、電線共同溝の建設完了予定時期と異なり、建設完了予定時期の何年か後である場合の電線の設置に要する費用の額の算出に当たっては、電線を敷設する予定期間の始期において道路の掘削及び埋戻しを行うものとして算出することとし、建設完了予定時期から電線を敷設する予定期間の始期までの年数を建設大臣が定める年利率で割り戻すこと。

なお、建設負担金の額を算出する際に予定した時期よりも早い時期に電線が敷設された場合には、実際の敷設時期をもとに算出した建設負担金の額との差額を追加徴収すること。

- (6) 建設負担金の合計額は建設に要する費用の額を上限とすることとされているため、令付録第1の式により算出した金額の合計額が電線共同溝の建設に要する費用の額を超える場合にあっては、当該費用の額について、令付録第1の式により占用予定者ごとに算出した金額の割合で案分した額を建設負担金として徴収すること。
- 4 電線共同溝の増設について
  - (1) 電線共同溝の増設に当たっては、前記1から3までに掲げる事項に留意し、 電線共同溝の建設に準じた手続で行うこと。
  - (2) 電線共同溝は2以上の者の電線を収容するための施設であるが、既設の電線共同溝については、既に2以上の者の電線を収容する施設であるため、1 の事業者のために電線共同溝を増設することも可能であること。

# 第3 電線共同溝の管理について

- 1 電線共同溝の占用の許可について
  - (1) 法第10条の規定による占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可については、次の事項に留意すること。
    - ① 法第10条第1号に規定する「占用することができる電線共同溝の部分」 とは、敷設区間及び敷設位置の双方をいうものであること。

また、占用の許可に当たっては、敷設区間については、原則として占用 予定者の申請によることとし、敷設位置については、道路管理者が占用予 定者の申請した電線の種類及び数量、電線共同溝の規模及び構造等を勘案 して指定すること。

- ② 法第10条第3号に規定する「電線共同溝を占用することができる期間」の始期については、電線共同溝の建設完了後直ちに電線を敷設する予定がない場合であっても、法第10条の規定による許可をした日とすること。また、電線共同溝を占用することができる期間は、原則として電線共同溝の耐用年数の期間とし、占用予定者が耐用年数の期間を超える期間を申請した場合であっても、耐用年数の期間として許可することとなるが、占用予定者が耐用年数の期間よりも短い期間を申請した場合には、当該占用予定者が申請した期間を電線共同溝を占用することができる期間として許可すること。
- (2) 法第11条第1項の規定による占用予定者であった者以外の者に対する電 線共同溝の占用の許可については、次の事項に留意すること。
  - ① 規則第2条第2項の取扱いについては、前記第2の1の(3)に準ずること。
  - ② 法第11条第2項第1号に規定する「この法律に基づき当該電線共同溝を占用している者の権利を侵害する」とは、他の事業者等に対して占用が許可されている電線共同溝の部分(未だ電線が敷設されていないものを含む。)について占用を許可する場合をいうものであること。また、同項第2号及び第3号の取扱いについては、前記第2の1の(4)に準ずること。
  - ③ 法第11条第1項の規定による占用の許可の申請があった場合において、電線共同溝の収容能力に余裕がないときには、建設の場合に準じて電線共同溝を増設することができるが、この場合には、当該申請をいったん却下した上で、法第8条第3項において準用する法第4条第1項の規定により電線共同溝の増設完了後の占用の許可を申請するよう指導すること。
- 2 占用負担金の額の算出方法について
  - (1) 占用負担金の額の算出方法については、建設負担金の額の算出方法に準ずることとし、前記第2の3の(1)から(4)までに掲げる事項に留意すること。
  - (2) 建設負担金及び占用負担金の合計額は建設に要した費用の額を上限とすることとされているため、令付録第2の式により算出した金額が、建設に要した費用の額から既に負担された建設負担金及び占用負担金の合計額を控除した額を超える場合にあっては、当該控除した額を占用負担金として徴収すること。また、既に負担された建設負担金及び占用負担金の合計額が建設に要した費用の額に達している場合には、占用負担金は徴収しないこと。
  - (3) 法第12条第1項の規定による許可に係る占用負担金については、当該許可を受けることにより電線共同溝を占用する者に経済的利益が発生する場合のみ徴収すべきであると考えられるため、令付録第2の「bi」において、

法第12条第1項の規定による許可を「占用することができる電線共同溝の部分の増加を伴う電線の種類若しくは数量の変更又は電線共同溝を占用することができる期間の延長に係るもの」に限定しているものであり、これ以外の場合には占用負担金を徴収しないこと。

- 3 許可に基づく地位の承継について
  - (1) 相続人、合併等により設立される法人その他電線共同溝の占用の許可を受けた者の一般承継人は、新規に占用の許可を申請する必要はなく、法第14条第1項の規定により電線共同溝の占用の許可に基づく地位を承継するものであること。なお、この場合には、承継の日の翌日から起算して30日以内に道路管理者にその旨を届け出なければならないこととされており、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、法第30条(罰則)の規定の適用対象となるものであること。
  - (2) 電線共同溝の占用の許可に基づく権利については、法第15条の規定により、道路管理者の承認を受けてその全部又は一部を譲渡することができるが、譲渡の承認に当たっては、電線共同溝の管理上の観点から、法第11条第2項第3号の要件に準じて、譲渡を受ける者の管理負担金等の支払い能力、電線の管理能力等について審査することととし、敷設されている電線の種類、数量等について改めて審査する必要はないこと。
  - (3) 法第14条第1項又は第15条第2項の規定により電線共同溝の占用の許可に基づく地位が承継された場合において、当該地位を承継した者については、新たな占用の許可を受けたものではないため、法第13条第1項の規定による占用負担金は徴収しないこと。

なお、管理負担金については、電線共同溝を占用する者に係る令付録第1 の式又は令付録第2の式により算出した金額が、占用の許可に基づく地位を 承継した者に引き継がれるため、当該算出した金額を用いて令第9条の規定 により算出した額を徴収することができること。

- 4 電線の構造及び敷設の方法の基準並びに電線共同溝管理規程について
  - (1) 電線共同溝を占用する者は令第7条に規定する電線の構造及び敷設の方法 の基準に従わなければならないこととされているが、この基準に違反した場合には、法第16条第2項の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものであり、さらに、この命令に従わない場合には、法第26条の規定により占用の許可の取消し等の行政処分ができるものであること。
  - (2) 令第7条第1項に規定する「電線の構造」については、有線電気通信設備 令(昭和28年政令第131号)、電気設備に関する技術基準を定める省令 (昭和40年通産省令第61号)等他の法令に具体的基準が定められている

ものについては、それらの基準を満たすものとすること。

(3) 令第7条第2項第1号に規定する「工事の期間」とは、電線共同溝の敷設 に関する工事の始期及び終期をいうものであること。なお、指定区間内の一 般国道に附属する電線共同溝については、令附則第2条の規定による改正後 の道路法施行令第19条の2の規定により、当該工事の始期が占用料の徴収 の始期となるものであること。

また、同号に規定する「工事の概要」とは、敷設する電線の種類及び数量、 電線共同溝内の敷設場所(敷設区間及び敷設位置)並びに敷設工事の計画を いうものであること。

- (4) 令第7条に定める電線の構造及び敷設の方法の基準のほか、適切かつ円滑な電線共同溝の管理のために必要となる事項については、法第19条の規定により、電線共同溝を占用する者の意見を聴いて定める電線共同溝管理規程において定めること。
- (5) 電線共同溝管理規程に定める事項については、次のとおり取り扱うこと。
  - ① 規則第3条第1号に規定する「電線共同溝の構造の保全に関する事項」 としては、電線共同溝に電線を敷設する場合の留意事項、電線共同溝のハ ンドホール又はマンホールを開けて作業等を行う場合の当該電線共同溝及 び他の電線の管理に関する注意事項等を定めること。
  - ② 規則第3条第2号に規定する「電線共同溝に敷設する電線の管理に関する事項」としては、必要に応じて電線の点検を行い、常時良好な状態に保つ義務等について定めること。
  - ③ 規則第3条第3号に規定する「電線共同溝の管理負担金に関する事項」としては、管理負担金の負担割合、徴収方法、納付の時期等を定めること。
  - ④ 規則第3条第4号に規定する「その他電線共同溝の管理に関し必要な事項」としては、電線の火災、切断等の事故が発生した場合には道路管理者及び当該電線共同溝の存する道路を管轄する警察署へ連絡すること、道路管理者及び電線共同溝を占用する者(これらの者の委託を受けた者を含む。)以外の者がみだりに電線共同溝の内部に侵入することのないよう適切な措置を講ずること、電線共同溝のハンドホール又はマンホールを開けて作業を行う場合の道路管理者に対する届出及び報告の手続等を定めること。
- 5 管理負担金の額の算出方法について
  - (1) 管理負担金の額については、改築等の管理に要する費用の額に、建設に要した費用の額に対する建設負担金に係る令付録第1の式又は占用負担金に係る令付録第2の式により算出した金額の割合を乗じて算出することとされているが、電線共同溝を占用する者ごとに算出した額の合計額が改築等の管理

に要する費用の額を超える場合にあっては、当該費用の額について、当該合計額に対する令付録第1の式又は令付録第2の式により当該占用する者ごと に算出した額の割合で案分した額を管理負担金として徴収すること。

- (2) 令第9条第2項に規定する「前項の規定によることができない場合又は同項の割合によることが著しく公平を欠くと認められる場合」としては、例えば、次に掲げる場合が考えられること。なお、同項を適用する場合には、電線共同溝を占用する者の意見を十分聴いて公平な額とすること。
  - ① 電線共同溝の管理に要する費用が当該電線共同溝を占用する特定の者の 故意又は過失により生じたため、その他の者から管理負担金を徴収するこ とが適切でない場合
  - ② 電線共同溝を占用する者に係る令付録第1の式又は令付録第2の式により算出した金額の算出時点が異なり、その間に物価が著しく変動したため、 当該算出した金額の割合で案分することが適切でない場合
  - ③ 電線共同溝への電線の敷設時期が著しく異なり、建設大臣が定める年利率(6分5厘)で割り戻す年数が異なるため、令付録第1の式又は令付録第2の式により算出した金額の割合で案分することが著しく公平を欠くと認められる場合

## 第4 その他

1 電線共同溝を不法に占用する者の取扱いについて

法第29条の規定は、法に基づく電線共同溝の占用に関して道路法第3章第3節(第39条を除く。)の規定を適用しないこととしたものであるが、電線共同溝の不法占用については、法に基づく電線共同溝の占用に該当しないため、道路法第3章第3節の規定が適用され、同法第32条に対する違反として、同法第71条第1項の規定による監督処分が適用されるとともに、同法第100条の規定による罰則の適用対象となるものであること。

- 2 道路法の適用について
  - (1) 法附則第2条の規定による道路法の一部改正により、電線共同溝は同法第 2条第2項に規定する「道路の附属物」とされたため、同法第3章第3節 (第39条を除く。)を除き、第42条(道路の維持又は修繕)、第61条 (受益者負担金)その他の道路附属物に適用される同法の規定が適用される こと。
  - (2) 電線共同溝についても道路法第24条(道路管理者以外の者の行う工事) の規定が適用されるため、宅地開発事業者等が同条の規定により道路管理者 の承認を受け、宅地開発と併せて電線共同溝の建設に関する工事を行うこと

も可能であること。

この場合に、電線共同溝整備道路の指定、電線共同溝整備計画の策定その他の行政手続は道路管理者が行うものであること。また、電線共同溝の建設完了後の管理は道路管理者に引き継がれ、法第10条の規定による占用の許可等が行われるが、建設負担金及び占用負担金については、法第7条第1項に規定する「電線共同溝の建設に要する費用」及び法第13条第1項に規定する「電線共同溝の建設に要した費用」が存在しないため、徴収することができないものであること。なお、この場合において、管理負担金については、令第9条第2項に規定する「前項の規定によることができない場合」として、道路管理者が当該電線共同溝の建設に関する工事を行うこととした場合に要する費用の額に対する令付録第1の式又は令付録第2の式により算出した金額の割合で算出した額をもとに定める額を徴収することができるものであること。

また、この場合、電線共同溝の建設に関する工事を行う宅地開発事業者等が、将来、通信・放送事業者等に電線共同溝の占用の許可に基づく権利を譲渡することを予定して、自ら電線共同溝の占用の許可の申請をすることが可能であること。

# 3 占用料の徴収について

令附則第2条の規定により道路法施行令第19条の2及び第19条の3が改正され、指定区間内の一般国道に附属する電線共同溝に係る占用料については、法第10条第3号に規定する「占用することができる期間」に係る額を徴収することとされるが、占用することができる期間の始期である電線共同溝の占用の許可等の日と電線共同溝への電線の敷設工事を開始する日が異なる場合には、当該敷設工事を開始する日から占用することができる期間の末日までの期間に係る額を徴収することとされていることに留意すること。また、この場合において、初年度分の占用料の徴収は、当該敷設工事を開始した日から1カ月以内に行うこととされていることに留意すること。

なお、地方公共団体においても、必要に応じて、道路法第39条に基づく条例の改正を行うこと等により、指定区間内の一般国道に附属する電線共同溝に係る取扱いと均衡を失しないよう努めること。

4 電気事業法の一部を改正する法律 (平成7年法律第75号) による法の一部 改正について

電気事業法の一部を改正する法律附則第36条の規定により法の一部が改正され、公布の日(平成7年4月21日)から起算して9カ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされていること。

これにより、当該施行の日以降は、法第3条第1項の規定により電線共同溝整備道路の指定をしようとするときは、当該道路の沿道がその供給地点に該当する特定電気事業者の意見も聴取すべきこととなり、また、法第9条第3号に規定する電線のうち、電気事業法(昭和39年法律第170号)の規定に基づくものについては、改正後の電気事業法第2条第7号に規定する電気事業の用に供するものに限られること。



建設省道政発第77号平成7年8月9日

地方建設局道路部長 北海道開発局建設部長 沖縄総合事務局開発建設部長 都道府県担当部長 政令指定市担当局長

殿



建設省道路局路政課



電線共同溝整備道路の指定に当たっての鉄道事業者等との調整について

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「法」という。)の施行については、平成7年8月9日付け建設省道政発第75号をもって建設省道路局長から通達されたところであるが、電線共同溝整備道路の指定に当たっての鉄道事業者等との調整については、さらに下記の事項に留意し、遺漏のないようにされたい。

なお、貴管下関係機関に対しても、この旨周知徹底方お願いする。

記

電線共同溝整備道路の指定をしようとする道路に、軌道法(大正10年法律第76号)第3条の規定による特許を受けて敷設されている軌道又は鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第61条第1項ただし書の規定による許可を受けて敷設されている鉄道(当該道路の地下に敷設されているものを除く。)が存する場合には、当該軌道に係る軌道経営者又は当該鉄道に係る鉄道事業者の意向に配慮すること。



建設省道政発第78号平成7年8月9日

本 収变 % 7.8.14 道路管理課

建設省道路局路政課基份同個明書。

電線共同溝の整備に当たっての電気事業者との調整等について (通達)

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「法」という。)の施行については、平成7年8月9日付け建設省道政発第75号をもって建設省道路局長から通達されたところであるが、電気事業者との調整等については、さらに下記の事項に留意し、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、貴管下関係機関に対しても、この旨周知徹底方お願いする。

記

#### 1 電線共同溝整備道路の指定について

電線共同溝整備道路の指定は、電線類の地中化に関する協議会の合意を得た上で行うこととされているため、電気事業者の同意のない道路について、当該電気事業者を法第5条第3項に規定する「電線共同溝の占用予定者以外の者」と位置付けることにより電線共同溝の整備を進めることはできないこと。

2 電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請の勧告について

電気事業者に対して、法第4条第2項の規定により、電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請を勧告する場合には、あらかじめ、当該申請に係る電線共同 溝整備道路を担当する電線類の地中化に関する協議会の構成員である通商産業局 と十分な調整を行うこと。

3 地上における道路占用の許可の制限の取扱いについて

法第9条第3号の規定の電気事業者に関する取扱いについて、「やむを得ない 事情があると認められる場合」には、電力需要密度、電線管理者の費用負担等の 理由により電線共同溝への入溝が不適切である場合、電柱設置時に想定されていた電線の追加等を行う場合、法第4条第4項の規定により電線共同溝の占用の許可の申請が却下された場合等が含まれること。

なお、同条の適用について道路管理者と電気事業者との間で見解の相違が生じた場合には、電線類の地中化に関する協議会の場で調整を行うこと。

事 務 連 絡 平成7年8月9日

都道府県担当課長 〉 殿 政令指定市担当課長 〉 殿



建設省道路局路政課課長補佐山崎 篤男山奈

地方公共団体による電線共同溝の占用の許可の申請の取扱いについて

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「法」という。)の施行に当たり、地方公共団体による電線共同溝の占用の許可の申請の取扱いについては、下記の事項に留意することとされたい。

なお、貴管下関係機関に対しても、この旨周知徹底方お願いする。

記

- 1 自らは具体的な電線の敷設計画を有しない地方公共団体が、法第4条第1項の 規定により電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請を行うのは、将来、新規 の放送・通信事業者等による電線共同溝の占用に対する需要が相当程度確実に見 込まれる場合に限られるものであること。
- 2 将来の放送・通信事業者等による電線共同溝の占用を見込んで電線共同溝の占用の許可を受けた地方公共団体が、法第15条第1項の規定により放送・通信事業者等に対して電線共同溝の占用の許可に基づく権利の譲渡を行う場合には、譲渡の対価が地方公共団体に財政負担を生じさせることのない合理的なものとなるよう指導すること。